

Risk Solution

地震後の建物被災度調査

1. サービスの概要

1995年兵庫県南部地震や2011年東北地方太平洋沖地震、2016年熊本地震においては、1981年6月以降設計の新耐震建物においても構造的な被害を受けた建物が数多く報告されています。

本震により倒壊を免れた建物であっても、構造的に大きな被害を受けた建物では、設計時に想定した耐力が確保されていないため、その後大きな余震が発生した場合には、より被害が進行する危険性があります。

このため、建物オーナー・管理者は、当該建物使用者の安全性を第一に考え、建物が危険な状態にある場合には、直ちに在館者を避難させ、応急復旧が完了するまで当該建物の使用を制限する等の判断をする必要があります。

弊社では、建物の地震被災度調査に関するメニューをご用意しています。

2. 業務内容

現地調査に基づき被災度区分判定を行い、建物の継続使用の可否や応急・恒久復旧の必要性の有無等を判断します。

また、ご要望に応じて、建物オーナー・管理者のための地震被災度判定基準策定、地震後の即時対応マニュアル策定の支援も致します。

3. 実績

東北地方太平洋沖地震、熊本地震後に被災地にて実施しております。具体的内容は是非お問い合わせください。

4. 料金

個別にお見積りいたしますのでお気軽にご相談ください。

■コンサルティングフロー

ステップ 1 必要資料のご提供

ステップ 2 現地調査 (1日)

ステップ 3 分析 (3日~1週間)

ステップ 4 報告書作成 (3日~1週間)

建屋の被災状況、外部仕上げ、内部仕上げ、建築設備などの損傷状況や設置状況を調査。

現地で確認された状況の分析を行い、建物被災度区分を判定。

評価結果、現地でのヒアリング内容を踏まえて建物再使用の可否、補強の必要性の判断を行い、報告書の作成。

現地終了後1~2週間で報告書を提出致します。



評価報告書サンプル

- ・建物躯体の被災度は、「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（監修：国土交通省住宅局建築指導課、発行：財団法人日本建築防災協会）」に基づき、「無被害」「軽微」「小破」「中破」「大破」「倒壊」の6区分で判定を行います。
- ・外部仕上げ、内部仕上げの被害状況は目視ならびに一部打診により確認を行います。剥離、落下の危険性がある部位については人的被害が生じるおそれがあることから緊急修繕の必要性の可否を判断します。
- ・建築付帯設備における被害状況は、目視ならびに建物管理者へのヒアリング等を通じて把握した上で緊急修繕の必要性の可否を判断します。

■必要資料

- ・設計図書（竣工図面で意匠図・構造図・設備図）
- ・構造計算書・検討書
- ・確認申請書類
- ・検査済証